

千葉県待機児童対策協議会について

平成31年2月5日
千葉県子育て支援課

子ども・子育て支援法の改正により、平成30年4月から、保育の需要に応ずるための市町村の取組を支援するため、都道府県、関係市町村等により構成される「協議会」を組織することができることとされました。

平成30年8月27日に「千葉県待機児童対策協議会」を設置し、県内30市町と、待機児童解消のための取組について協議を行っています。

1 「協議会」とは

待機児童解消を促進するための方策として、都道府県による市町村の取組の支援をより実効的なものとするため、子ども・子育て支援に関する施策であって、**広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて協議するための組織**

《改正法附則第14条第4項抜粋》 都道府県は、(中略)市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて協議するため、(中略)当該都道府県、当該特定市町村又は事業実施市町村その他の関係者により構成される協議会を組織することができる。

2 協議会の運営について

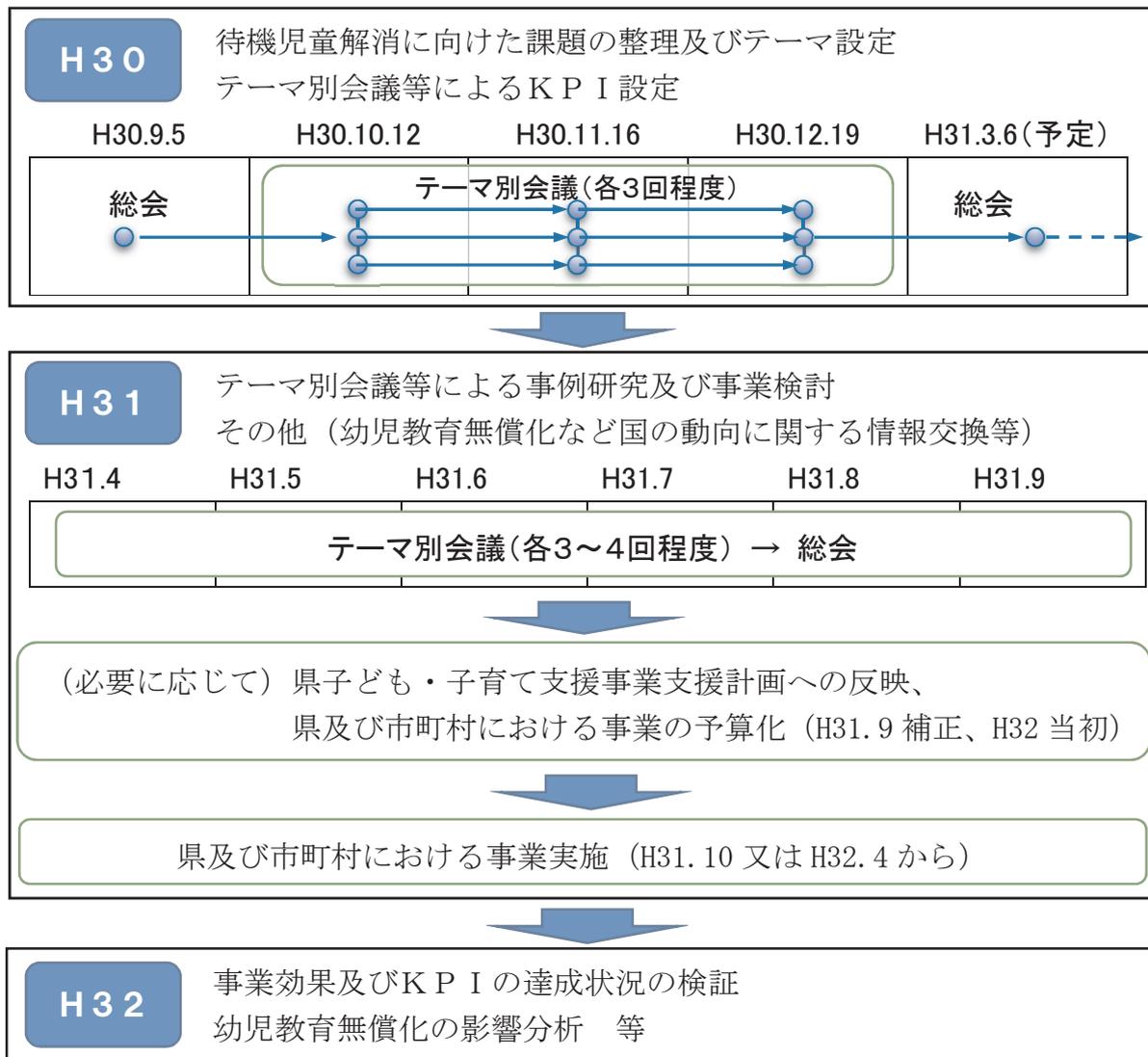
県内における待機児童は前年比で減少したものの、沿線地域又は郡部等において待機児童が増加又は新たに発生するなど、**地域の実情に応じたより具体的な要因分析及び対策の検討が必要**となっている。

本県協議会は、PDCAサイクル（KPIの設定⇒事業検討及び実施⇒効果検証）に基づき、より効果的かつ検証可能な対策を講じ、待機児童の早期解消を目指す。

- ・平成30年度は、年5回開催予定。（協議会1回、テーマ別会議3回開催済み）
- ・現在、市町担当者とそれぞれのテーマ毎に、KPI及び今後実施事業等について検討中。
- ・幼児教育無償化など新たな動きや影響等に注視し、必要な対策等を検討していく。

《テーマ 及び KPI の設定例》

テーマ	KPI (設定例)※現在検討中	主な検討事業 (イメージ)
広域利用	広域利用による児童の受入数	・ 広域連携の仕組みづくり及び支援 ・ 保育所の空き情報等の見える化
保育士確保	保育士不足が要因となる待機児童数の減少	・ 保育士・保育所支援センターの活用 ・ 県、市町村の共同によるPR事業
受け皿整備	連携施設（小規模保育⇒幼稚園等）の確保数	・ 送迎ステーションの運営支援 ・ 連携施設の導入支援



3 今年度の開催状況

開催回数	出席者	内容
第1回 (総会)	各構成員(担当課長相当) 厚生労働省子ども家庭局保育課 県健康福祉部長	≪講演≫ 「保育分野の現状と取組について」 厚生労働省子ども家庭局保育課 ≪議事≫ (1) 県内の待機児童の現況について (2) 協議会の組織及び運営について (3) 協議会における協議事項について
第2回～第4回 (テーマ別会議)	各構成員(実務担当者相当) 千葉県保育協議会 ちば保育士・保育所支援センター	≪議事≫ (1) 保育士の確保について (2) 保育所等の広域利用(広域連携)について (3) 保育の受け皿整備について
第5回 (総会)	各構成員	≪議事(予定)≫ テーマ別会議の結果報告 次年度の運営方針の確認 等